

第二編 令和 6 年度の主な税の概況

1. 市町村民税

(1) 納税義務者

個人及び法人の納税義務者数の推移は、2-1-1表及び2-1-1図のとおりである。

令和6年度の個人の納税義務者数は、令和元年度と比べ均等割は1.05倍の増加、所得割は0.99倍の減少となり、前年度と比較すると均等割は1.67%増、所得割は0.41%減となった。

令和6年度の法人の納税義務者数は、令和元年度と比べ均等割は1.12倍、法人税割は1.10倍といずれも増加し、前年度と比較すると均等割は2.44%増、法人税割は2.50%増となった。

2-1-1表 納税義務者数の推移(「課税状況等の調」第1表、第2表)

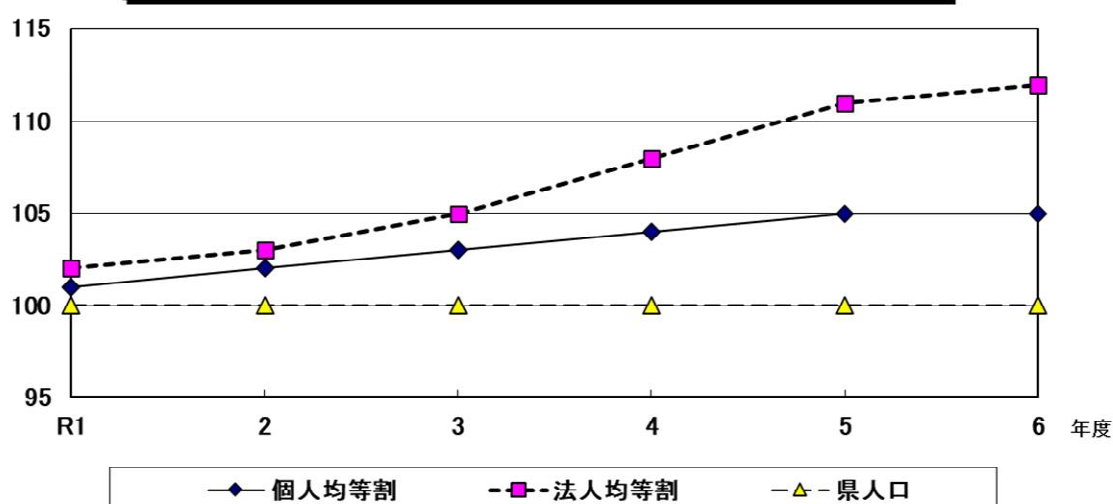
(単位:人)

区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
個人	均等割	3,252,917 (100)	3,281,169 (101)	3,298,791 (101)	3,325,089 (102)	3,354,757 (103)	3,410,910 (105)
	所得割	3,045,261 (100)	3,073,022 (101)	3,092,223 (102)	3,117,561 (102)	3,145,980 (103)	3,017,229 (99)
法人	均等割	167,779 (100)	169,589 (101)	173,198 (103)	177,939 (106)	182,991 (109)	187,463 (112)
	法人税割	165,047 (100)	166,736 (101)	167,791 (102)	172,361 (104)	177,788 (108)	182,241 (110)
参考	県人口	6,270,118 (100)	6,278,741 (100)	6,284,955 (100)	6,272,900 (100)	6,272,144 (100)	6,272,245 (100)

(注)1 ()内は令和元年度を100とした場合の指数である。

- 所得割を納める者には、税額控除により納税義務がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。
- 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。
- 県人口は、前年度の毎月常住人口(1月1日現在)である。

2-1-1図 納税義務者数の推移(令和元年度を100とした数値)



(2) 総所得金額等

総所得金額等の推移は2-1-2表及び2-1-2(1)、(2)図のとおりである。

令和6年度における総所得金額等は令和元年度と比較して1.08倍、課税標準額は1.17倍、所得割額は1.04倍といずれも増加した。

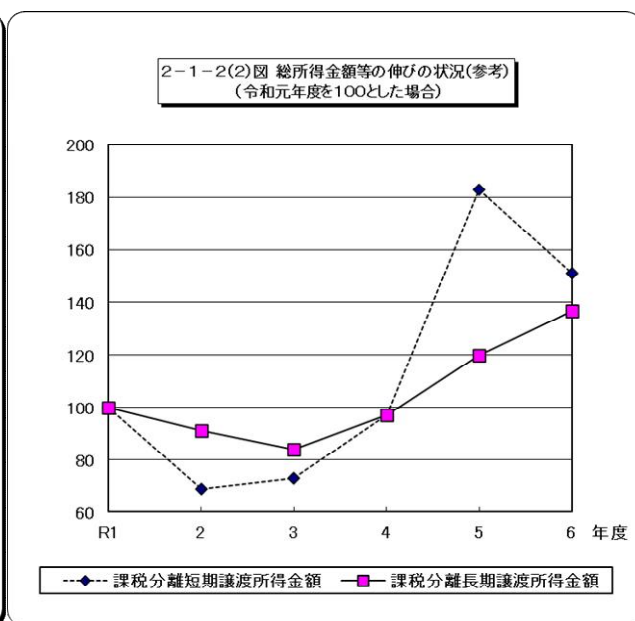
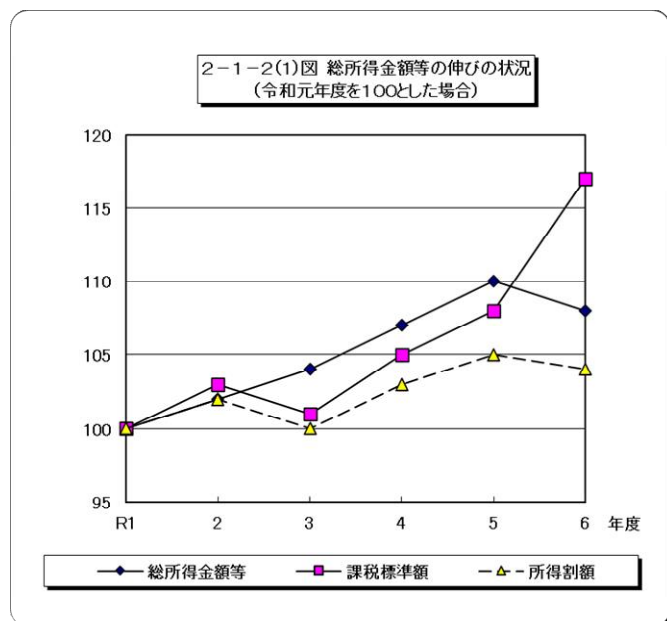
前年度との比較では、総所得金額等は2.01%減、課税標準額は8.02%増、所得割額は0.98%減となった。

2-1-2表 総所得金額等、課税標準額及び所得割額の推移(「課税状況等の調」第12表・第58表・第59表)

(単位:千円)

区分		令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
総所得金額等		10,701,341,995 (100)	10,951,477,780 (102)	11,132,295,812 (104)	11,471,868,470 (107)	11,757,061,307 (110)	11,521,201,820 (108)
課税標準額		7,192,663,940 (100)	7,399,922,567 (103)	7,253,105,326 (101)	7,554,110,989 (105)	7,778,716,030 (108)	8,402,212,488 (117)
所得割額		418,773,154 (100)	427,540,778 (102)	417,317,740 (100)	430,419,047 (103)	440,419,331 (105)	436,117,643 (104)
参 考	課税分離短期譲渡所得金額	3,140,927 (100)	2,178,256 (69)	2,300,137 (73)	3,042,368 (97)	5,737,090 (183)	4,747,314 (151)
	同上分算出税額	170,215 (100)	120,320 (71)	130,038 (76)	166,225 (98)	340,310 (200)	260,929 (153)
	課税分離長期譲渡所得金額	251,880,494 (100)	229,216,566 (91)	211,617,525 (84)	244,224,109 (97)	302,277,417 (120)	344,216,096 (137)
	同上分算出税額	7,770,650 (100)	7,074,334 (91)	6,517,818 (84)	7,549,309 (97)	9,341,957 (120)	10,631,303 (137)

(注)()内は令和元年度100とした場合の指数である。



(3) 所得者区分ごとの納税義務者等

個人の市町村民税における所得者区分ごとの納税義務者数、税額は2-1-3表及び2-1-4表のとおりである。

ア 均等割(2-1-3表)

対前年度比でみると、「納税義務者数」は全区分で微増となっているものの、「均等割額」については、令和5年度をもって「均等割額の標準税率の特例※」が終了したことから、全区分で大きく減少となっている。

※「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」に基づき、個人の県民税・市町村民税の均等割額の標準税率に各々500円を加算する措置(平成26年～令和5年度)。

イ 所得割(2-1-4表)

令和6年度に定額減税が実施された影響により、対前年度比でみると、「納税義務者数」は全区分で減少となっており、「所得割額」については、一部増加している区分もあるが、構成比82.8%を占める「給与所得者」が、3.3%の減少となっている。

2-1-3表 均等割を納める納税義務者数、均等割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					均等割額				
	令和5年度 (人)	令和6年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和5年度 (千円)	令和6年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和5	令和6				令和5	令和6
所得者区分										
給与所得者	2,657,968	2,701,342	101.6	79.2	79.2	9,302,450	8,103,449	87.1	79.2	79.2
営業等所得者	114,623	116,524	101.7	3.4	3.4	401,189	349,565	87.1	3.4	3.4
農業所得者	7,162	7,441	103.9	0.2	0.2	25,086	22,323	89.0	0.2	0.2
その他の所得者	560,757	571,297	101.9	16.7	16.7	1,962,644	1,713,863	87.3	16.7	16.7
家屋敷等のみ	14,247	14,306	100.4	0.4	0.4	49,869	42,918	86.1	0.4	0.4
計	3,354,757	3,410,910	101.7	100.0	100.0	11,741,238	10,232,118	87.1	100.0	100.0

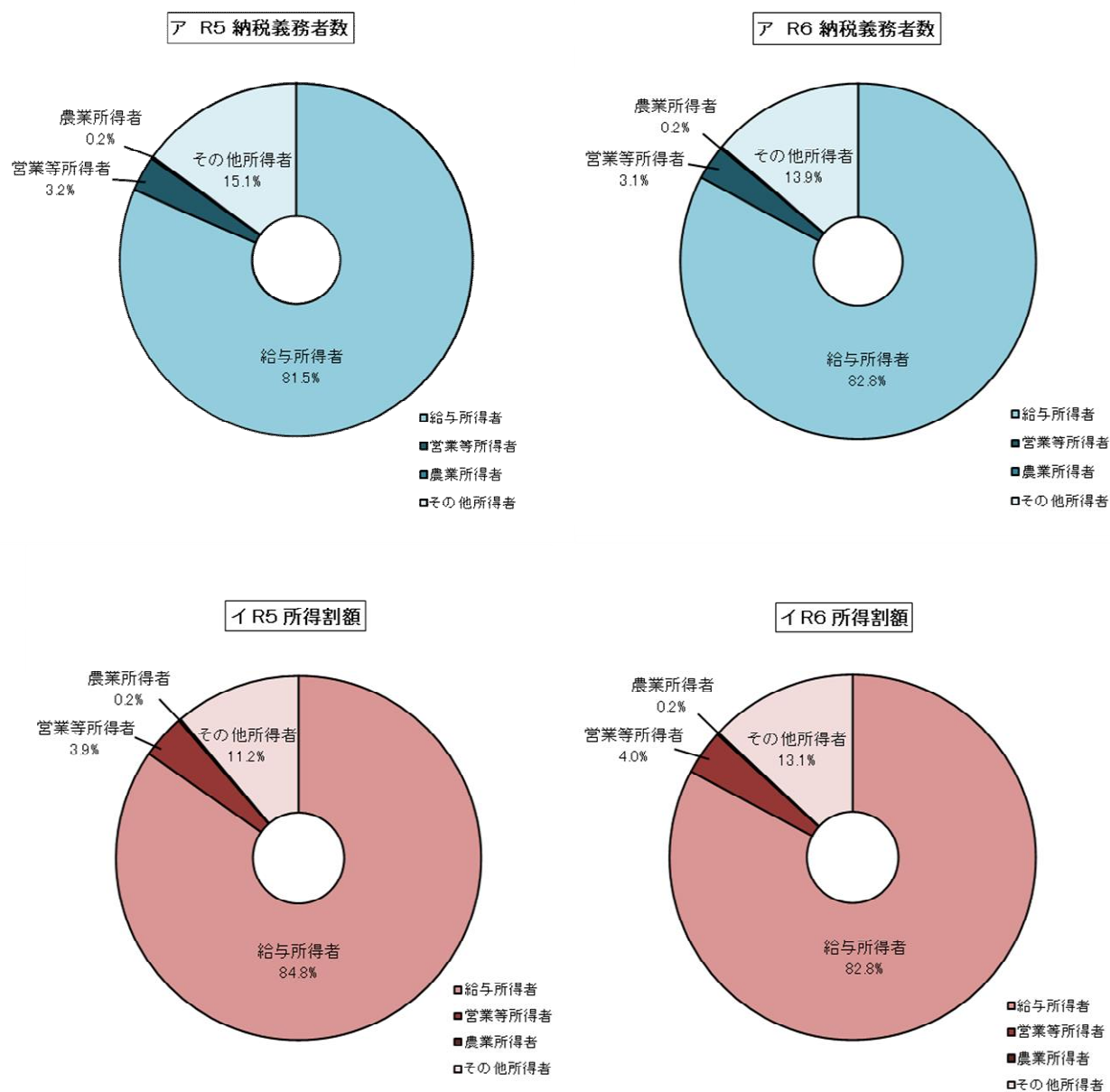
2-1-4表 所得割を納める納税義務者数、所得割額(「課税状況等の調」第2表)

区分	納税義務者数					所得割額				
	令和5年度 (人)	令和6年度 (人)	対前年 度比	構成比(%)		令和5年度 (千円)	令和6年度 (千円)	対前年 度比	構成比(%)	
				令和5	令和6				令和5	令和6
所得者区分										
給与所得者	2,564,134	2,497,305	97.4	81.5	82.8	373,269,154	361,092,694	96.7	84.8	82.8
営業等所得者	100,144	94,947	94.8	3.2	3.1	17,179,963	17,328,789	100.9	3.9	4.0
農業所得者	5,607	5,361	95.6	0.2	0.2	706,417	745,172	105.5	0.2	0.2
その他の所得者	476,095	419,616	88.1	15.1	13.9	49,274,554	56,959,411	115.6	11.2	13.1
計	3,145,980	3,017,229	95.9	100.0	100.0	440,430,088	436,126,066	99.0	100.0	100.0

(注) 構成割合の計は、端数処理の関係で必ずしも一致しない。

また、所得割の構成比については、2-1-4図に示すとおりであり、納税義務者数、所得割額ともに給与所得者の占める割合が高く、令和6年度においては、納税義務者数の82.8%、所得割額の82.8%が給与所得者である。

2-1-4図 所得者区分ごとの所得割を納める納税義務者数及び所得割額の構成比



(4) その他

1人当たりの所得割額等の推移は、2-1-5表及び2-1-5図のとおりである。

前年度と比較すると、令和6年度は、納税義務者1人当たりの所得割額は2.61%減少し、人口1人当たりの所得割額は0.98%減少した。

2-1-5表 1人当たりの所得割額等の推移(「課税状況等の調」第2表)

(単位:円,人)

区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
納税義務者1人当たりの所得割額	128,741 (100)	130,305 (101)	126,511 (98)	129,450 (101)	131,285 (102)	127,862 (99)
人口1人当たりの所得割額	66,790 (100)	68,095 (102)	66,402 (99)	68,618 (103)	70,220 (105)	69,533 (104)
人口1,000人当たりの所得割納税義務者数	486 (100)	489 (101)	492 (101)	497 (102)	502 (103)	481 (99)
県人口 (当該年度の前年度1月1日現在)	6,270,118 (100)	6,278,741 (100)	6,284,955 (100)	6,272,900 (100)	6,272,144 (100)	6,272,245 (100)

(注) 1 ()内は令和元年度を100とした場合の指数である。

2 所得割を納める者には、税額控除により納税義務者がなくなる者及び分離課税(退職所得)に係る所得割の納税義務者数を含まない。

3 均等割を納める法人には、法人でない社団等を含む。

4 県人口は、当該年度の前年度1月1日現在の常住人口である。

2-1-5図 1人当たりの所得割額等の推移(令和元年度を100とした場合の指数)

